



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）.....	2
	鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則（河川課）.....	2
	河川法施行細則の一部を改正する規則（ク）.....	3
	港湾法施行細則の一部を改正する規則（港湾課）.....	4
	国有土地使用料等徴収規則を廃止する規則（管理課）.....	15
	公有水面埋立法施行令細則を廃止する規則（河川課）.....	15

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 屋外広告業届出事項変更届出書等について、氏名を自署する場合には押印を省略することができることとした。（新様式第3号、新様式第4号関係）
- 2 市町村が処理する事務に関する規定を削る等所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

- 1 一般公共海岸区域の占用又は行為の許可については、海岸保全区域と同様とすることとした。
- 2 占用料及び土石採取料の徴収に関する規定を削除することとした。（第5条関係）
- 3 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 4 この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。

◇港湾法施行細則の一部を改正する規則

- 1 水域等の占用又は土砂採取の許可を受けた者から所定の占用料等を徴収する規定を削除することとした。（第4条関係）
- 2 港湾施設の使用許可手続等について定めることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、平成12年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第55号

鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を削り、第1条の3中「第4条」を「次条」に改め、同条を第3条とし、第1条の2を第2条とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2及び第5条の3を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

様式第3号の2から様式第3号の4までを削り、様式第4号中「郵便番号 □□□-□□」を削る。

様式第6号中「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第7号中「郵便番号 □□□-□□」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号及び様式第10号中「郵便番号 □□□-□□」を削る。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則（昭和35年鳥取県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」の次に「及び第37条の3」を、「海岸保全区域」の次に「及び一般公共海岸区域（以下「公共海岸」という。）」を加える。

第2条の見出し中「海岸保全区域」を「公共海岸」に改め、同条中「第3条」を「第3条第1項又は第12条の3第1項」に、「海岸保全区域」を「公共海岸」に改め、同条第1号中「海岸保全施設又はその近傍」を「公共

海岸」に改める。

第3条中「第4条」の次に「(同令第11条において準用する場合を含む。)」を加える。

第4条中「第7条第1項」の次に「又は第37条の4」を加え、「海岸保全区域」を「公共海岸」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項、第3項及び第4項を削り、同条第2項中「海岸保全区域」を「公共海岸」に改め、同項を同条とする。

第6条第1項中「又は第8条第1項」を「若しくは第8条第1項又は第37条の4若しくは第37条の5」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第2号中「若しくは第2項」を「又は第2項(法第37条の8において準用する場合を含む。)」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第7条中「第8条第1項第1号」の次に「又は第37条の5第1号」を加える。

第8条中「第7条第1項」の次に「又は第37条の4」を加える。

第9条中「又は第8条第1項」を「若しくは第8条第1項又は第37条の4若しくは第37条の5」に改める。

第10条中「第7条第1項」の次に「又は第37条の4」を加え、「かかる」を「係る」に改める。

第11条中「又は第8条第1項」を「若しくは第8条第1項又は第37条の4若しくは第37条の5」に、「かかる」を「係る」に改める。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号(第3条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に改め、「海岸法第7条第1項」の次に「(第37条の4)」を加える。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号(第3条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に改め、「海岸法第8条第1項」の次に「(第37条の5)」を加える。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号(第3条関係)」に改め、「海岸法第8条第1項」の次に「(第37条の5)」を加える。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号(第3条関係)」に改め、「海岸法第8条第1項」の次に「(第37条の5)」を加える。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号(第6条関係)」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号(第9条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に、「鳥取県指令受第 号」を「鳥取県指令第 号」に改める。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第9条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に、「鳥取県指令受第 号」を「鳥取県指令第 号」に改める。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第10条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に、「鳥取県指令受第 号」を「鳥取県指令第 号」に改める。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号(第10条関係)」に、「海岸保全区域」を「公共海岸(海岸保全区域・一般公共海岸区域)」に、「鳥取県指令受第 号」を「鳥取県指令第 号」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第57号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和40年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

別表第2を削り、別表第1中	省令別表第2及び別表第3に係るもの	2級河川に係る特定水利使用	3部	を
		指定区間内の1級河川に係るもので令第45条第3号及び第4号に掲げる処分に係るもの	3部	
		その他のもの	1部	

省令別表第2に係るもの	ア 2級河川に係る特定水利使用	3部
	イ 指定区間内の1級河川に係る令第45条第4号に掲げる処分のうち法第24条の規定による許可に関するもの	3に係る市町村の数を加えた部数
	ウ 指定区間内の1級河川に係る令第45条第3号又は第4号に掲げる処分に係るもの（イに掲げるものを除く。）	3部
	エ 法第24条の規定による許可に関するもの（イに掲げるものを除く。）	1に係る市町村の数を加えた部数
	オ その他のもの	1部
省令別表第3に係るもの	2級河川に係る特定水利使用	3部
	指定区間内の1級河川に係る令第45条第3号又は第4号に掲げる処分に係るもの	3部
	その他のもの	1部

に改め、同表を別表とする。

別記様式中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に、「第6条の」を「第4条の」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第58号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和51年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）及び鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第9条を第10条とし、第8条を削る。

第7条中「法第37条第1項又は第56条第1項の規定による」を「占用等の」に、「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「(占用等の完了の届出)」に改め、「法第37条第1項又は第56条第1項の規定により」を削り、「占用等に係る工事又は土砂の採取」を「当該占用等の許可に係る行為」に、「様式第2号」を「様式第4号」に改め、同条を第7条とする。

第4条を削り、第3条中「法第37条第1項第1号又は第56条第1項の」を「占用等の許可に係る」に改め、「(以下「水域等」という。)」を削り、同条ただし書中「知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない」を「期間の更新を妨げない」に改め、同条を第6条とする。

第2条第1項中「占用等の許可」を「許可（以下「占用等の許可」という。）」に、「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「次に掲げる図書」を「次に掲げる書類」に改め、同項第6号中「参考となるべき事項を記載した図書」を「知事が必要と認める書類」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条の規定による許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により事前に申請書を提出することができない場合は、電話その他の方法で申請することができる。

2 前項の申請書には、岸壁、物揚場又はポートパークに係留のために使用する場合及び船舶のための給水施設を使用する場合を除き、次の各号に掲げる書類（上屋を使用する場合にあっては、第4号に掲げる書類に限る。）を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 構造図
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項ただし書の規定による申請をした者は、使用許可を受けたときは、速やかに当該使用許可に係る様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第3条 条例第5条第2項の規定による使用料の免除は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 避難又は給水のために船舶を岸壁又は物揚場に係留するとき。
- (2) 漁船（遊漁船を除く。）を岸壁又は物揚場（法第39条第1項の規定により分区の指定がされている港湾については、漁港区に係るものに限る。）に係留するとき。
- (3) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供するため港湾施設（給水施設を除く。）を使用するとき。
- (4) その他特に知事が必要と認めるとき。

2 条例第5条第2項の規定による使用料の減額は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が港湾施設用地を使用するとき。
- (2) その他特に知事が必要と認めるとき。

3 条例第5条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(給水施設の使用料の特例に係る時間)

第4条 条例別表第1の船舶のための給水施設の項の知事が定める時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
- 別表を削る。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

その1（岸壁、物揚場又はポートパークを係留のために使用する場合）

係 留 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり係留施設を使用したいので、港湾法施行細則第2条の規定により申請します。

記

1 船舶の係留

船 名		船 長 名	
国 籍		船 主 名	
総トン数	トン	運 航 者 名	
船 体 全 長	m	入 港 時 吃 水	m
		出 港 時 吃 水	m
係留場所（港湾名及び港湾施設名）	港 号岸壁（物揚場）		
係 留 目 的			
予 定 係 留 時 間	月 日	時 分	から
	月 日	時 分	まで 時間
※ 使 用 料	月 日	時 分	から
	月 日	時 分	まで 係留 円

2 貨物の荷役

荷 役 予 定 月 日	月 日		時 分		から		月 日		時 分		まで	
岸壁(物揚場)使用面積	平方メートル											
貨 物 の	当 港 積 荷						当 港 揚 荷					
	品 名	数 量 t	仕 向 港 名			品 名	数 量 t	仕 出 港 名				

状						
況						
その他						

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 2は、荷役のために岸壁又は物揚場を使用する場合に記入すること。

その2 (岸壁若しくは物揚場を貨物の一時置場として使用する場合又は野積場若しくは港湾施設用地を使用する場合)

港 湾 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり港湾施設を使用したいので、港湾法施行細則第2条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

新規・継続の別	新 規 ・ 継 続
継続の場合の当初許可年月日	年 月 日
港 湾 名	港
使用許可を申請する港湾施設の名称	
使 用 目 的	
使 用 面 積	平方メートル
使 用 期 間	許可の日 (又は 年 月 日) から 年 月 日まで

工 作 物 の 設 置	設 置 区 分	新 (増) 設 ・ 既 設
	工作物の名称 種類及び構造	
	工事の実施方法	直 営 ・ 委 託 (委託業者の名称)
	工 事 の 期 間	着手 使用開始の日から 日以内 完成 着手の日から 日以内
そ の 他 (申請理由・経緯等)		

添 付 図 書	位置図 (縮尺) 平面図 (縮尺) 構造図 (縮尺)
※ 使 用 料	円
そ の 他	

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 新規・継続の欄及び工作物の設置区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
 3 ※印の欄は、記入しないこと。
 4 記入に当たっては、別に定める記入要領によること。

その3 (船舶のための給水施設を使用する場合)

船 舶 給 水 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
 氏 名 ⑩
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

下記のとおり給水を受けたいので、港湾法施行細則第2条の規定により申請します。

記

船 名	
係 留 場 所 (港湾名及び港湾施設名)	港 号岸壁 (物揚場)
給水予定月日 及 び 数 量	月 日 時から m ³
※ 給 水 量	m ³
※ 給 水 時 間	月 日 時 分から 時 分まで
※ 使 用 料	円
その他	

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

その4 (上屋を使用する場合)

上 屋 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり港の上屋を使用したいので、港湾法施行細則第2条の規定により申請します。

記

上 屋 の 名 称	号岸壁上屋
使用方法の区分	一 般 使 用 ・ 専 用 使 用
保管貨物の品名	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 面 積	m ²
※使 用 料	円
その他	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 使用方法の区分の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 保管貨物の月別入出庫計画及び使用場所(貨物保管室を部分使用する場合に限る。)を添付すること。

様式第2号 (第3条関係)

港 湾 施 設 使 用 料 減 免 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付で申請した港湾施設の使用許可に係る使用料について、下記のとおり減額（免除）していただきたいので申請します。

記

減 免 の 種 類	減 額 ・ 免 除
減 免 の 内 容	
減免を必要とする理由	(港湾法施行細則第3条第 項第 号該当)

- 注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 減免の種類欄は、該当する項目を○で囲むこと。
3 記入に当たっては、別に定める記入要領によること。

様式第3号（第5条関係）

その1（占用の場合）

占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

港湾法第37条第1項（第56条第1項）の規定による水域（公共空地）の占用の許可を受けたいので、港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
占 用 の 目 的	

占 用 の 場 所	
占用の面積又は 数量	
占 用 の 期 間	
工 事 の 期 間	
工事の実施方法	
そ の 他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

その2 (土砂採取の場合)

土 砂 採 取 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による土砂の採取の許可を受けたいので、港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
採 取 の 目 的	
採 取 の 場 所	
土 砂 の 種 類	
採 取 量	
採 取 の 期 間	
採 取 の 方 法	

そ の 他

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

その3 (港湾施設等を建設又は改良する場合)

港 湾 施 設 建 設 等 許 可 申 請 書

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による港湾施設等の建設(改良)の許可を受けたいので、港湾法施行細則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

港 湾 名	
目 的	
場 所	
施 設 の 種 類	
工 事 の 期 間	
工事の実施方法	
そ の 他	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号(第7条関係)

占 用 工 事 等 完 了 届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住 所
 氏 名 ⑩
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

次のとおり占用（土砂の採取、港湾施設等の建設又は改良）が完了したので、港湾法施行細則第7条の規定により届け出ます。

記

港 湾 名	
許 可 年 月 日	
完 了 年 月 日	
そ の 他	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。

様式第4号の次に次の2様式を加える。

様式第5号（第8条関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住 所
 氏 名 ⑩
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

次のとおり住所（氏名、名称）を変更したので、港湾法施行細則第8条の規定により届け出ます。

記

港 湾 名		
許 可 年 月 日		
変 更 事 項	変 更 前	

	変更後	
変更の理由		
その他		

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。

様式第6号(第9条関係)

許 可 行 為 廃 止 届

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による許可に係る行為を廃止したので、港湾法施行細則第9条の規定により届け出ます。

記

港 湾 名	
行 為 の 種 類	
許 可 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
そ の 他	

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 許可書の写しを添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の港湾法施行細則の規定により提出された申請書、届出書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法施行細則の規定によって提出されたものとみなす。

国有土地使用料等徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第59号

国有土地使用料等徴収規則を廃止する規則

国有土地使用料等徴収規則（昭和23年鳥取県規則第47号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

公有水面埋立法施行令細則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第60号

公有水面埋立法施行令細則を廃止する規則

公有水面埋立法施行令細則（大正14年鳥取県令第40号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。